

関係各位

沖縄県土木建築部長

沖縄県土木建築部が発注する建設工事における
建設業者の社会保険等未加入対策について

みだしのことについては、これまで建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から建設工事入札参加資格審査において社会保険等未加入建設業者を受け付けないこととする対策等を行ってきたところであるが、今般、発注者として、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、下記のとおり取扱うこととする。

記

1. 下請契約における社会保険等未加入建設業者の取扱い

下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出（以下「届出」という。）をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人とししないものとする。社会保険等未加入建設業者の取扱いに関する具体的な手続は、以下のとおりとする。

(1) 社会保険等未加入建設業者の確認等

監督員（建設工事請負契約約款（平成 9 年告示第 317 号）第 9 条に定める者をいう。以下同じ。）は、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された建設業者（一次下請負人（受注者が直接下請契約を締結する建設業者をいう。以下同じ。）に限る。）について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。

① 一次下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合

監督員は、当該一次下請負人に係る契約書及び施工体制台帳（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下「下請契約書等」という。）の写しを発注機関（工事を発注する課（所）をいう。以下同じ。）の契約担当班（発注機関において入札及び契約を担当する班をいう。以下同じ。）に送付するものとする。

また、監督員は受注者に対して、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」という。）を速やかに提出するよう書面にて通知するものとする。

この際、特別事情申請書によっても当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情を有すると発注者が認めない場合には、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

契約担当班は監督員からの下請契約書等の写しの送付を受け、契約違反のおそれが発生した旨を技術・建設業課長及び主務課長（実施する工事の施工に関する事務を分掌する本庁の課長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

その後受注者から特別事情申請書が提出された場合には、監督員は契約担当班へ特別事情申請書を送付するものとする。

発注機関は、特別事情申請書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行うものとする。

発注機関の長は当該特別の事情に該当するか否かを決定するものとするが、当該決定に当たっては、技術審査会等を活用しても差し支えない。

また、特別事情申請書が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。

(2) 一次下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合における改善の指示等

① 特別の事情を有しないと認めた場合

契約担当班は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由を通知するものとする。

なお、工期（受発注者間の契約における工期をいう。以下同じ。）内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督員は一定の期間を定めて、受注者に対して当該社会保険等未加入建設業者が、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を契約担当班に提出するよう改善の指示を行うものとする。

この際、確認書類が提出されなかった場合には、契約担当班は2の通報を行うものとする。

② 特別の事情を有すると認めた場合

契約担当班は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、一定の期間を指定しその期間内に確認書類を契約担当班に提出するよう求めるものとする。

この際、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定

に違反している状態が継続している場合には、監督員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当班に提出するよう改善の指示を行うものとする。

この際、確認書類が提出されなかった場合には、契約担当班は2の通報を行うものとする。

2. 建設業担当課への通報

契約担当班は、1.(2)①又は②において確認書類が提出されなかった場合には、速やかに、建設業者の指導及び監督に関することを担当する課（技術・建設業課をいう。以下「建設業担当課」という。）に、発注者名、工事件名、当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報するものとする。なお、その際には、当該社会保険等未加入建設業者に係る施工体制台帳の写しを添付するものとする。

3. 許可権者による指導等

建設業担当課は、契約担当班から通報を受けたときは、建設業許可申請時（許可の更新時を含む。）及び経営事項審査時等と同様に社会保険等の加入に係る指導等の手続を行うものとする。

4. 適用時期

平成30年6月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

沖縄県土木建築部技術・建設業課
建設業指導契約班（契約グループ）
TEL:098-866-2374
FAX:098-866-2506